

指定地域密着型サービス事業所  
管理者 様

墨田区介護保険課長  
島田 哲夫

墨田区指定地域密着型サービス事業所の区域を超えた利用に係る  
手続について（通知）

日頃から、本区の介護保険事業の運営に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続することができるようにする観点から創設されたサービスであるため、原則として、区内に所在する地域密着型サービス事業所を利用できるのは、本区の被保険者に限られます。しかし、例外として、やむを得ない事情がある場合は、介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項第 4 号に基づく市区町村長の同意が得られた被保険者に限り、区域を超えた利用（以下「区外利用」という。）が可能となります。この度、区外利用における一連の手続について見直しを行い、本通知のとおり取り扱うこととしたため、事業所内で周知徹底いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知の発出をもって、平成 2 1 年 8 月 1 9 日付「墨田区指定地域密着型サービス事業所の指定廃止等に係る手続きについて（依頼）」及び令和 3 年 3 月 2 8 日付「墨田区指定地域密着型サービス事業所の指定廃止等に係る手続きについて（通知）」は廃止いたします。

記

1 利用の原則

本区の被保険者は、区内に所在する地域密着型サービス事業所に限り利用することができるものとする。ただし、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護への入居又は入所（以下「入居等」という。）をする者については、原則として、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- （ 1 ）対象者が入居等の予定日以前から引き続いて 3 ヶ月以上区内に住所を有していること。
- （ 2 ）対象者の親族（経済的又は精神的な援助を行うとの理由から、他の市区町村から対象者を入居等させようとする三親等以内の親族をいう。）が契約予定日以前から引き続いて 3 ヶ月以上区内に住所を有していること。

## 2 本区の被保険者が区外の地域密着型サービスを利用する場合の手続について

### (1) 事前相談

区外利用を希望する場合は、まず墨田区介護保険課へ御相談ください。

### (2) 申立書の提出

事前相談により、区外利用について合理的な理由があると認められた場合、ケアマネージャー又は相談担当ケースワーカーが「**墨田区外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書**」(別添1)を作成し、墨田区介護保険課へ御提出ください。提出にあたっては、事前に利用を希望する事業所へ受け入れの可否を確認してください。

### (3) 同意の協議

申立書をもとに、利用を希望する地域密着型サービス事業所の所在地の自治体と協議を行います。

### (4) 事業所の指定

協議の結果、当該自治体の「同意」が得られ、区の定める「指定の要件( )」を満たしていると認められた場合、利用を希望する地域密着型サービス事業所から「**指定申請書類**」及び「**当該事業所の利用を希望する墨田区の被保険者一覧**」(別添2)を御提出いただき、墨田区が指定の処理を行います。原則、利用開始の2か月前の月末までに提出してください。

なお、既に指定を受けている事業所において、上記手続により利用者の追加が認められた場合は、「**当該事業所の利用を希望する墨田区の被保険者一覧**」(別添2)のみを作成し、御提出ください。

また、申請内容のうち、提出が求められている事項に変更があった場合は、事実発生日から10日以内に**変更届出書**を提出してください。

### ( )【指定の要件】

区外に所在する地域密着型サービス事業所に係る指定は、次に掲げる(1)~(3)までの要件を**すべて満たす場合**において被保険者ごとに行う。

#### (1) 当該事業所の利用を希望する者が次に掲げるいずれかの理由により、区内の指定地域密着型サービス事業所を利用することが不可能又は著しく困難である場合

区内に同種のサービスが存在しない又は定員の空きがない場合

非常災害虐待等を理由とする避難等により、住民票の異動ができない相当な理由がある場合

及び に掲げるもののほか、区内の指定地域密着型サービス事業所の利用について 又は と同程度の困難性があると区長が認めた場合

#### (2) 利用希望事業所が所在する市区町村長の同意があること。

#### (3) 区外に所在する地域密着型サービス事業所の利用を希望する旨の申立書の提出があること。

これらの手続を経ずに利用した場合は、介護給付費を支給できませんのでご注意ください。

3 区外の被保険者が区内の地域密着型サービスを利用する場合  
保険者となる自治体へお問合せください。

4 利用終了時の手続について

(1) 提出書類

区外利用の承認を受けた区内の被保険者が、死亡・長期入院等の理由によりサービスの利用を終了したときは、当該事業所は「廃止届」と併せて「**墨田区外指定地域密着型サービス事業所 利用終了連絡票**」(別添3)を作成し、速やかに墨田区介護保険課へ提出してください。

(2) 「介護職員等処遇改善加算」を取得している場合

介護職員等処遇改善加算を取得している事業所においては、「廃止届」と併せて以下の書類を御提出ください。

当該事業所の廃止により、墨田区の指定を受けた事業所数の増減があった場合  
**処遇改善計画書、変更に係る届出書**

当該事業所の廃止により、墨田区の指定を受けた事業所がなくなった場合  
**処遇改善実績報告書**

5 住所地特例対象者の利用について

介護保険法第13条に定める住所地特例施設に居住する住所地特例対象者が、居住する区市町村の指定を受けた地域密着型サービスを利用する場合は、上記の利用承認のための手続は必要ありません。

6 提出方法及び提出先

・「墨田区外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書」(別添1)

[電子申請サービス \(Logo フォーム\)](#)にて御提出ください。

・「当該事業所の利用を希望する墨田区の被保険者一覧」(別添2)

指定申請書類と併せて[電子申請届出システム](#)にて御提出ください。

・「墨田区外指定地域密着型サービス事業所 利用終了連絡票」(別添3)

廃止届出書類と併せて[電子申請届出システム](#)にて御提出ください。

・介護職員等処遇改善加算に係る届出

年度ごとに申請フォームが異なりますので、区ホームページの該当年度の「〇年度介護職員等処遇改善加算について」のページを御確認のうえ、御提出ください。

[https://www.city.sumida.lg.jp/kenko\\_fukushi/koureisya\\_kaigohoken/kaigo\\_hoken/index.html](https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/koureisya_kaigohoken/kaigo_hoken/index.html)

7 その他

その他ご不明な点がございましたら、区ホームページを御確認ください。

[https://www.city.sumida.lg.jp/kenko\\_fukushi/koureisya\\_kaigohoken/kaigo\\_hoken/202558.html](https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/koureisya_kaigohoken/kaigo_hoken/202558.html)

【問合せ先】

墨田区 福祉部 介護保険課 給付・事業者担当

電話：03-5608-6544 (直通)

メール：kaigo-jigyuu@city.sumida.lg.jp